

公選制による会長予定者選出について

高分子学会では、第29期から、正会員各位の投票により会長を選出する公選制を導入いたしました。つきましては、次期第35期会長の公選制による選出について、以下のとおりご案内申し上げます。

会長選挙での、より多くの正会員の皆様からの投票をお願い申し上げます。

1. 概要

- ①次期会長候補者は、原則3名以内とし、推薦人（20名以上の本会会員）、本会支部、および次期役員推薦委員会のいずれかにより推薦された本会正会員の中から、次期役員推薦委員会が選考する。
- ②会長選挙は、正会員が選挙権を有し、ウェブあるいは郵便で投票を行い、会長予定者を選出する。
- ③会長候補者はマニフェスト（選挙公約）を作成し、これを会誌「高分子」および本会ホームページに公開する。
- ④次期副会長（4名）は、次期会長予定者が推薦し、これを次期役員選考委員会で協議して選考する。
- ⑤選挙管理委員会を設置する。委員長には原則として前会長が就任する。

支部による会長候補者推薦締切り	7月15日
推薦人による会長候補者推薦期間	7月10日～15日
マニフェスト公開期間	9月25日～11月20日
郵便投票の投票用紙請求期間	9月25日～10月15日
郵便による投票期間	11月9日～18日
ウェブによる投票期間 (http://main.spsj.or.jp/)	11月9日～20日

2. 選考手順

【会長予定者の選考】

- ①本部に、次期役員推薦委員会を設置する。構成は、会長推薦の理事13名、支部推薦者若干名（現在13名程度）、会長経験者2名とする。現会長は委員には就任できない。
- ②推薦
 - 1) 各支部に、支部会長候補者推薦委員会を設置する。構成は委員長（支部長が就任）および委員2名とする。支部会長候補者推薦委員会は、会長候補2名以内を推薦する。なお推薦に当たっては、候補者の了解を得ておく。また委員長が候補者になることができる。2019年7月15日までに本部の次期役員推薦委員会に推薦者を連絡する。
 - 2) 20名の推薦人がそろえば、1名の候補者を推薦できる。推薦人は高分子学会の正会員（選挙年の4月1日時点）であり、候補者1名のみを推薦できる。候補者は、自らが推薦人になることができる。20名の推薦人のうち1名を推薦人代表者とする。推薦人代表者は当人の了解を得て推薦する。また、推薦人代表者は7月10日～15日（消印有効）までの本部の次期役員推薦委員会に推薦書を郵送する。
 - 3) 候補者は、高分子学会の正会員（選挙年4月1日時点）であることとする。
- ③事務局長は推薦者のリストを作成する。
- ④第1回次期役員推薦委員会：（原則として7月20日～8月10日の間）
 - 1) 委員はリストを参照の上、1名以内の追加候補者を推薦（一次投票）する。一次投票で追加となった者全員を、追加候補者とする。
 - 2) 上記追加候補者を加えた一次候補者リストを作成し、3名以内の会長候補者選出方法につき協議する。原則として3)の手順により選考する。
 - 3) (1) 3名連記の投票（二次投票）により、得票数上位の6名を二次候補者とする。なお同得票数のために候補者が6名を超える場合は全員候補者とする。
 - (2) 二次候補者について3名連記で投票（三次投票）し、得票数上位3名を会長候補者とする。なお必要なら単記投票により順位を決める。
 - (3) 4位以下の候補者が同得票数の場合は、1) 会員番号に基づく会員歴が長い候補者、2) 年齢の高い候補者、3) 同じ年齢の場合には誕生日の早い候補者の三つの項目に基づいて順位を決定する
 - (4) 内諾の得られていない会長候補者については、次期役員推薦委員会の委員長が内諾を得ることに努める。
- ⑤選挙管理委員会を設置する。委員長は原則として前会長が就任する。

- ⑥被推薦会長候補者3名は、マニフェスト（800字以内）を作成し選挙管理委員長に提出する（9月1日～15日まで）。マニフェストは会誌「高分子」11月号とホームページで公開する（公開期間9月25日～11月20日）。公開後は、マニフェストの訂正は不可とする。
- ⑦9月25日～10月15日を郵便投票の投票用紙請求期間とする。
- ⑧ウェブから正会員（選挙年の4月1日時点）が投票を実施する（投票期間11月9日～20日）。郵便投票期間は11月9日～18日（消印有効）までとする。
- ⑨事務局長は選挙管理委員の立会いのもと開票し、開票結果を選挙管理委員長に報告し承認を得る。選挙管理委員長は、最多得票者（同数の場合は年長者）を次期会長予定者とし、会長に報告する。ホームページにて次期会長予定者の氏名を公開し、「高分子」2月号に掲載する。

【副会長予定者、その他の選考】

- ⑩第1回次期役員選考委員会（メンバーは現職会長、現職副会長、次期会長予定者、常務理事の6～7名で構成）で次期副会長、理事、監事候補者の案と理事の役割分担案を作成する（2020年1月15日頃）
 - ・次期副会長予定者（4名）は、
 - (1) 次期会長予定者は案を次期役員選考委員会へ提出し、委員会で協議して決める。
 - (2) 次期会長予定者と次期副会長予定者の中に少なくとも1名の企業関係者を入れる。
- ⑪第2回次期役員推薦委員会（書面委員会）
 - ・次期役員選考委員会作成の原案を審議する（2月内）
 - ・委員長は結果を会長に報告する（3月初旬）
- ⑫執行役会、理事会へ報告する（3月上旬）
- ⑬内意伺いを実施（書面）する（4月中旬まで）
- ⑭内意伺い結果を執行役会に報告する（5月中旬）
- ⑮理事会の承認を得る（5月中旬）
- ⑯総会での承認を得る（5月末）
- ⑰総会後の理事会で会長その他選任（5月末）